

令和3年11月26日  
県労働委員会事務局  
審査調整課（内線 4970・2996）

## 12月は「個別労働関係紛争処理制度」重点相談月間です！

<日曜電話相談等を実施。お気軽に御相談を（無料）>

### 重点相談月間について

県労働委員会では、「個別労働関係紛争処理制度」の周知を図るとともに、労働者と使用者との間の労使関係トラブルの未然防止や早期解決を支援するため、12月を「重点相談月間」として、「日曜電話相談」等を実施します。

相談は、新型コロナウイルス感染症の影響による雇止め、休業などについても対応します。お気軽に御相談ください。なお、雇用調整助成金ほかの各種助成金関係については、愛媛労働局ほかの申請窓口にご直接お尋ねください。

### ① 労使トラブル日曜電話相談<無料>

○日 時：12月12日（日）及び26日（日） 午後1時から午後5時まで

〔※予約不要：事務局職員による電話相談〕

平日（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く月～金）は、午前8時30分から午後5時15分まで、事務局職員による相談（電話、メール）を受け付けています。こちらも御利用ください。

### ② 労働委員労使トラブル専門相談<無料>

○日 時：12月10日（金） 午後3時から午後5時まで

〔※事前予約制：労働委員（3名）による面談相談〕

○場 所：県庁 第二別館4階 県労働委員会

### ③ 月間中のその他の取組み

○八幡浜高等学校定時制への出前授業

・12月13日（月）18：10～18：55

〔※職場のトラブルに関する労働相談事例等の紹介〕

○西条高等学校定時制への出前授業

・12月17日（金）17：50～18：35

〔※職場のトラブルに関する労働相談事例等の紹介〕

### 【相談電話・各事業の問合せ先】

・電話（089）912-2996（県労働委員会事務局）

（参考）

「個別労働関係紛争処理制度」とは、個々の労働者と事業主との間に生じた労使関係トラブルについて、労働委員会が労働相談を受け、必要に応じてあっせんを行うことにより、早期に円満な解決を得られるようサポートする制度（無料・秘密厳守）です。

12月は、繁忙期のブラックバイトや年末の雇止めなど労使関係トラブルの増加が懸念されることから、平成28年度から、「重点相談月間」として、労働相談を強化しています。

